

愛日公立小中学校事務職員研究会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、愛日公立小中学校事務職員研究会と称する。

(本部)

第2条 本会の本部は会長在籍校におく

(目的)

第3条 本会は、会員相互の連携をもとに学校事務の研究を推進し、会員の資質の向上及び学校教育の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 一 学校事務の研究推進及び実践に関すること。
- 二 会員相互の研修と資質の向上に関すること。
- 三 関係機関及び、諸団体に対する連絡、提携に関すること。
- 四 その他、目的達成に必要な事項。

第2章 組織

(会員)

第5条 本会は愛日管内の市町立小学校・中学校・特別支援学校に勤務する事務職員並びにこれに準ずる者をもって組織する。

2 地区は細則で定める。

第3章 機関

(機関の設置)

第6条 本会に次の会議をおく。

- 一 総会
- 二 理事会
- 三 役員会
- 四 事務局会

(機関の成立)

第7条 総会は、会員の過半数の参加により成立する。

2 議事は参加者の過半数で決する。可否同数の場合は議長が決する。ただし本会規約の改正については別に定める。

(総会)

第8条 総会は、本会の最高決議機関で全会員をもって構成する。

- 2 総会は毎年1回開催する。ただし、会長が必要と認めたときは臨時に開くことができる。
- 3 役員は総会の議決に参加できない。
- 4 議長は会員の中から選出する。
- 5 総会の議決事項は次のとおりとする。

- 一 規約の改正
- 二 事業報告・活動方針案・事業案承認
- 三 予算審議、決算承認
- 四 会長・副会長選出
- 五 役員・監事等の承認
- 六 その他重要な事項

(理事会)

第9条 理事会は、総会に次ぐ議決機関で理事及び役員で構成し、各地区の連絡調整を図る。

2 理事会の審議事項は次のとおりとする。

- 一 総会議案
- 二 総会選出役員候補の推薦
- 三 総会において付託された事項
- 四 臨時総会の可否
- 五 特別委員会に関する事項
- 六 細則の改正に関する事項
- 七 その他会長が必要と認めた事項

3 理事会は必要に応じて会長が招集する。

(役員会)

第10条 役員会は、役員をもって構成し、総会・理事会で承認された事項の執行にあたる。

2 役員会は必要に応じて会長が招集する。

(事務局)

第11条 事務局は、事務局長及び事務局員で構成し、次の事業を行う。

- 一 事業の企画運営、情報管理、広報活動及び関係機関との連絡調整を行う。
- 二 研究と会員の資質向上のための研修企画に関することを行う。

(特別委員会)

第12条 事業の執行にあたって、会長が必要と認める時は、特別委員会を設置することができる。特別委員会は、会長から委任された事業を執行し、目的達成後解散する。

- 一 特別委員会の長は、役員に準じる。委員は若干名とする。

第4章 役員・理事・監事・顧問

(役員の種類)

第13条 本会に次の役員をおく。

- 一 会長1名
- 二 副会長1名
- 三 事務局長1名
- 四 会計1名

2 特別な場合は副会長を複数にすることができる。詳細は細則で定める。

(役員の仕事)

第14条 役員は、次の職務を行う。

- 一 会長は、本会を代表し会務を総括する。
- 二 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は互選によりその職務を代行する。
- 三 事務局長は、各事業を総括し、企画運営を図る。
- 四 会計は、会計に関する業務を行う。

(理事)

第15条 理事は、各市町研究会等の代表がこの任にあたる。

(監事)

第16条 本会に監事を2名おく。

- 2 監事は、本会の事業内容及び会計を監査する。
- 3 監事は、必要に応じ理事会等に出席することができる。

(顧問)

第17条 本会に顧問をおくことができる。

- 2 顧問は、会長の諮問に応ずる。
- 3 顧問は、必要に応じ理事会等に出席することができる。

(役員等の選出方法)

第18条 役員等の選出は次の方法による。

- 一 会長・副会長は理事会の推薦により総会において選出する。
- 二 監事は会長が指名し総会の承認を得る。
- 三 事務局長は会長が指名し総会の承認を得る。
- 四 会計は会長が指名し総会の承認を得る。
- 五 顧問は会長が指名し総会の承認を得る。
- 六 理事は各地区の推薦による。
- 七 事務局員は各地区の推薦による。

(役員等の任期)

第19条 役員等の任期は総会から総会までの1年間とする。ただし、再任を妨げない。

第5章 会計

(会計)

第20条 本会の会計は、会費とその他をもってこれにあてる。

2 会費は、会員1名につき1会計年度2,000円とする。

ただし、再任用事務職員等については細則に定める。

(会計年度)

第21条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとし、予算・決算は総会の承認を得なければならない。

第6章 関係団体との連絡

(関係団体との連絡)

第22条 愛知県公立小中学校事務職員研究会の支部長等は次のとおりとする。

- 一 愛日支部長は会長または副会長がこの任にあたる。
- 二 専門部の部員及び特別委員会の委員は、本会の推薦による。

第7章 規約の改正

(規約の改正)

第23条 本会の規約の改正については、理事会で審議し、総会の議決にはかり、参加会員の3分の2以上の賛成によって行う。

(細則)

第24条 本会の運営に必要あるときは、この規約の定める範囲で細則を定めることができる。この細則は、役員会で立案し、理事会の承認を得なければならない。

(附則)

附則 この規約は、昭和43年5月13日から施行する。

附則 この規約は、平成19年4月27日から施行する。

附則 この規約は、平成22年4月23日から施行する。

附則 この規約は、平成24年4月25日から施行する。

附則 この規約は、平成25年4月30日から施行する。

附則 この規約は、平成26年4月30日から施行する。

附則 この規約は、平成29年4月28日から施行する。(平成28年4月27日改正)

附則 この規約は、令和3年4月30日から施行する。

附則 この規約は、令和6年4月26日から施行する。

附則 この規約は、令和8年4月27日から施行する。

愛日公立小中学校事務職員研究会規約に関する細則

第5条（組織）関係

本会は8地区で構成する。

2 地区については次のとおりとする。

豊明地区	愛知・長久手地区
日進地区	瀬戸地区
尾張旭地区	春日井地区
西春日井地区	小牧地区

第7条（機関の成立）関係

総会に参加できない場合は委任状を提出することができる。委任状提出者は、第1項では参加者数に含め、第2項では参加者数に含めない。

第9条（理事会）関係

記録作成のために事務局員は理事会に参加することができる。

第11条（事務局）関係

事務局に事務局次長をおくことができる。

事務局次長は局員の中から選出し、事務局長を補佐する。

2 事務局員の人数は、愛知・長久手地区、春日井地区、西春日井地区を2名、他の地区を1名とする。

第13条（役員の種類）関係

副会長は会長が必要と認めた場合は2名おくことができる。

第20条（会計）関係

再任用事務職員については、週38時間45分の勤務者は2,000円、週19時間20分の勤務者は1,000円とする。

第23条（規約の改正）関係

委任状提出者は参加者数に含めない。